

## 日進市放課後児童健全育成事業費補助金交付要綱

平成28年2月3日  
要綱第9号

日進市放課後児童健全育成事業費補助金交付要綱（平成27年日進市要綱第23号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この要綱は、日進市放課後児童健全育成事業者の運営等に関する規則（平成27年日進市規則第39号。以下「運営規則」という。）第17条の規定に基づき、放課後児童健全育成事業等（以下「事業」という。）の実施に要する経費に対する補助金の交付について、日進市補助金等交付規則（昭和56年日進町規則第4号。以下「交付規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（交付対象及び補助額）

第2条 交付対象とする事業は、別表第1の左欄に掲げる事業とし、市長は、予算の範囲内において、それぞれ同表の右欄に掲げる経費に対して補助金を交付する。

2 前項の規定に関わらず、次の各号に掲げる経費は補助対象経費に含まないものとする。

- (1) 利用負担金とは別に徴収しているおやつ代、観劇等の入場料、教材費等に充当する経費
- (2) 児童に対する傷害保険料
- (3) 施設、土地の購入費及び賃借料（ただし、放課後児童クラブ運営支援事業費に該当する場合は除く。）
- (4) 放課後児童支援員等の退職手当積立金
- (5) 繰越金その他市長が不相当とする経費

3 事業の対象者は、運営規則第3条の規定に基づく届出を行った事業者又は市長が特に認める者とする。

4 補助金の交付額は、別表第2及び別表第3に定める補助基準額を合計した額とする。ただし、合計額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

5 前項の規定にかかわらず、年度途中で事業を開始し、中止し、又は廃止した場合は、月割り計算により算出した額とする。

（申請手続）

第3条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請事業者」という。）は、市長が定める期日までに放課後児童健全育成事業費補助金交付申請書（第1号様式）に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 別表第1に規定する放課後児童クラブ支援事業における障害児受入推進事業費及び障害児受入強化推進事業を申請する場合は、前項に規定する書類に加え、対象児童における次に掲げるいずれかの証明書類等を添えるものとする。

- (1) 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の写し
- (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）に基づく障害福祉サービス又は地域生活支援事業を利用するための受給者証の写し
- (3) 発達障害者支援法（平成16年法律第167号）第2条第2項に規定する発達障害者であることを証明する診断書の写し
- (4) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第1条に規定する特殊の疾病であることを証明する診断書の写し
- (5) 障害児相談支援事業者等が作成する障害がある、又は障害が強く疑われることを証明する書類。ただし、日進市要保護児童対策地域協議会設置要綱（平成18年日進市要綱第53号）第5条に規定するネットワーク会議等において、支援の必要性が認められたものに限る。
- (6) その他障害が強く疑われる場合で、市長が特に認める書類  
（交付決定）

第4条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、審査のうえ補助金の交付の可否及び交付予定金額を決定し、放課後児童健全育成事業費補助金交付・不交付決定通知書（第2号様式）により申請事業者に通知するものとする。

2 市長は、適切な事業実施のために必要があると認める場合は、交付決定の内容に条件を付することができる。

（計画変更の承認）

第5条 申請事業者が、年間の事業計画（以下「計画」という。）に重要な変更を加え、計画を中止し、又は廃止しようとする場合は、速やかに放課後児童健全育成事業費補助金変更（中止・廃止）承認申請書（第3号様式）を提出し、市長の承認を受けなければならない。

2 市長は、前項に規定する変更申請があった場合は、審査のうえ、計画の変更を承認する場合は、放課後児童健全育成事業費補助金変更（中止・廃止）承認通知書（第4号様式）により通知するものとする。

3 市長は、適切な事業実施のために必要があると認める場合は、計画変更の承認の内容に条件を付することができる。

（補助金の概算交付）

第6条 市長は、事業の目的を達成するために必要があると認める場合は、交付規則第11条第2項の規定に基づき、申請事業者に対して交付予定額の一部を概算交付することができる。

2 前項に規定する概算交付を希望する申請事業者は、市長が定める期日までに放課

後児童健全育成事業費補助金請求書（第5号様式）を市長に提出しなければならない。

（実績報告）

第7条 申請事業者は、翌年度の4月30日までに、放課後児童健全育成事業費補助金実績報告書（第6号様式）に関係書類を添付して、市長に提出しなければならない。

（検査等）

第8条 市長は、申請事業者に対し補助事業に係る必要な指示をし、報告を求め、又は検査することができる。

（交付決定の取消し又は補助金の返還）

第9条 市長は、申請事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 第5条に規定する交付額の変更により、補助金の返還金が生じた場合
- (2) 補助金を補助対象に認められた事業以外の用途に使用した場合
- (3) 提出書類に虚偽の事項を記載し、又は補助金の交付に関し不正行為があった場合
- (4) 承認を得ずに事業を変更し、若しくは中止し、又は廃止した場合
- (5) 補助金の交付決定に付した条件又は市長の処分に違反した場合
- (6) 補助金の交付に関し、必要な書類等を提出しない場合
- (7) その他補助金の交付が不適切であると市長が認める場合

（証拠書類等の整備）

第10条 申請事業者は、事業施行に関し必要な帳簿等を備え付け、事業完了後5年間保管しなければならない。

（委任）

第11条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱の施行の際、現に改正前の要綱により交付決定されている者については、なお従前の例による。

（日進市学童クラブ運営費等補助金交付要綱の廃止）

- 3 日進市学童クラブ運営費等補助金交付要綱（平成19年日進市要綱第34号）は、廃止する。ただし、この要綱の施行の際、現に廃止前の日進市学童クラブ運営費等補助金交付要綱により交付決定されている者については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成28年5月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年8月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年5月18日から施行する。

別表第1（第2条関係）

補助対象事業	補助対象経費
1 放課後児童健全育成事業	「放課後児童健全育成事業」の実施について（平成27年5月21日雇発0521第8号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知。以下「局長通知」という。）に定められた放課後児童健全育成事業の運営に要する経費（人件費、謝礼、旅費、消耗品費、光熱水費、印刷製本費、修繕費（軽易なものに限る。）、通信運搬費、保険料、使用料及び賃借料、委託料及び研修負担金並びに事業を利用する児童の保護者が運営規則第10条の規定に該当する場合の減免額に相当する経費）。ただし、この事業以外の補助対象事業における補助対象経費に該当するものは除く。
2 放課後子ども環境整備事業	(1) 放課後児童クラブ設置促進事業費 局長通知に定められた放課後子ども環境整備事業のうち、放課後児童クラブ設置促進事業及び倉庫設備整備事業の実施に要する経費（修繕費、使用料及び賃借料、委託料、工事請負費及び備品購入費）。ただし、当該年度の4月1日から起算して1年以上前に市と協議し、認められたものに限る。
	(2) 放課後児童クラブ環境改善事業費 局長通知に定められた放課後子ども環境整備事業のうち、放課後児童クラブ環境改善事業の実施に要する経費（消耗品費、修繕費、使用料及び賃借料、委託料、工事請負費及び備品購入費）。ただし、当該年度の4月1日から起算して1年以上前に市と協議し、認められたものに限る。
	(3) 放課後児童クラブ障害児受入促進事業費 局長通知に定められた放課後子ども環境整備事業のうち、放課後児童クラブ障害児受入促進事業の実施に要する経費（修繕費、工事請負費及び備品購入費）。ただ

	し、あらかじめ市と協議し、認められたものに限る。
3 放課後児童クラブ支援事業	<p>(1) 障害児受入推進事業費 局長通知に定められた放課後児童クラブ支援事業（障害児受入推進事業）の実施に要する経費（人件費、旅費及び研修負担金）</p> <p>(2) 放課後児童クラブ運営支援事業費 局長通知に定められた放課後児童クラブ支援事業（放課後児童クラブ運営支援事業）の実施に要する経費（使用料及び賃借料）。ただし、あらかじめ市と協議し、認められたものに限る。</p> <p>(3) 放課後児童クラブ送迎支援事業費 局長通知に定められた放課後児童クラブ支援事業（放課後児童クラブ送迎支援事業）の実施に要する経費（人件費、旅費及び研修負担金）</p>
4 放課後児童支援員等処遇改善等事業	局長通知に定められた放課後児童支援員等処遇改善等事業の実施に要する経費（人件費）。ただし、あらかじめ市と協議し、認められたものに限る。
5 障害児受入強化推進事業	局長通知に定められた障害児受入強化推進事業の実施に要する経費（人件費、旅費及び研修負担金）
6 小規模放課後児童クラブ支援事業	局長通知に定められた小規模放課後児童クラブ支援事業の実施に要する経費（19人以下の放課後児童クラブであって、2人目以降の放課後児童支援員等に係る人件費）
7 放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業	局長通知に定められた放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業の実施に要する経費（人件費）。ただし、あらかじめ市と協議し、認められたものに限る。
8 その他事業	<p>(1) 土曜日受入事業費 放課後児童健全育成事業を実施していない者が、放課後児童健全育成事業の対象となる児童を土曜日に受け入れる場合に必要経費（人件費、謝礼、消耗品費、光熱水費、通信運搬費、保険料及び研修負担金）。ただし、あらかじめ市と協議し、認められたものに限る。</p> <p>(2) セカンドスクール事業費 市長が認めたセカンドスクール事業の実施に必要な経費（人件費、謝礼、旅費、消耗品費、光熱水費、印刷製本費、通信運搬費、保険料、使用料及び賃借料、委託料及び研修負担金）。ただし、あらかじめ市と協議し、認められたものに限る。</p>

別表第2（第2条関係）

補助対象事業	補助基準額（年額）
1 放課後児童健全育成事業（1支援の単位当たり年額）	<p>(1) 放課後児童クラブ運営事業費 補助対象経費の合計額と別表第3の年間基準額に運営規則第10条の規定に該当する場合の減免額を加算した額を比較して低い方の額</p>
2 放課後子ども環境整備事業（1事業所当たり年額）	<p>(1) 放課後児童クラブ設置促進事業費 補助対象経費の合計額の4分の3の額。ただし、予算の範囲内で定める額を上限とする。</p>
	<p>(2) 放課後児童クラブ環境改善事業費 補助対象経費の合計額の4分の3の額。ただし、予算の範囲内で定める額を上限とする。</p>
	<p>(3) 放課後児童クラブ障害児受入促進事業費 補助対象経費の合計額と1,000,000円を比較して低い方の額</p>
3 放課後児童クラブ支援事業（1支援の単位当たり年額）	<p>(1) 障害児受入推進事業費 補助対象経費の合計額と1,796,000円を比較して低い方の額</p>
	<p>(2) 放課後児童クラブ運営支援事業費 補助対象経費の合計額の4分の3の額。ただし、予算の範囲内で定める額を上限とする。</p>
	<p>(3) 放課後児童クラブ送迎支援事業費 補助対象経費の合計額と466,000円を比較して低い方の額</p>
4 放課後児童支援員等処遇改善等事業（1事業所当たり年額）	<p>(1) 家庭、学校等との連絡及び情報交換等の育成支援に従事する職員の賃金改善に必要な事業費 補助対象経費の合計額と1,575,000円を比較して低い方の額</p>
	<p>(2) (1)の「家庭、学校等との連絡及び情報交換等」に加え、地域との連携・協力等の育成支援に従事する常勤職員の賃金改善に必要な事業費 補助対象経費の合計額と3,012,000円を比較して低い方の額</p>
5 障害児受入強化推進事業（1支援の単位当たり年額）	<p>(1) 障害児を3人以上受け入れる場合 補助対象経費の合計額と1,796,000円を比較して低い方の額</p>

	(2) 医療的ケア児を受け入れる場合 補助対象経費の合計額と3,847,000円を比較して低い方の額 ただし、いずれも予算の範囲内で定める額を上限とする。
6 小規模放課後児童クラブ支援事業（1支援の単位当たり年額）	補助対象経費の合計額と559,000円を比較して低い方の額
7 放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業（1事業所当たり年額）	(1) 放課後児童支援員の配置 1人当たり125,000円
	(2) 概ね経験年数5年以上の放課後児童支援員で、一定の研修を受講した者の配置 1人当たり251,000円
	(3) (2)の条件を満たす概ね経験年数10年以上の放課後児童支援員で、事業所長（マネジメント）的立場にある者の配置 1人当たり377,000円 ただし、(1)から(3)までの合計額878,000円を上限とする。
8 その他事業	(1) 土曜日受入事業費 補助対象経費の合計額と15,000円に開設日数を乗じた額を比較して低い方の額
	(2) セカンドスクール事業費 補助対象経費の合計額の2分の1と10,000円に本事業を利用する児童の数を乗じた額を比較して低い方の額。 ただし、1,000,000円を上限とする。

別表第3（第2条関係）  
放課後児童クラブ運営事業年間基準額表

対象区分	年間基準額
開所日数 年間250日 以上	基本額 ア 児童数1～19人 2,238,000円－（19人－支援の単位を構成する児童の数）×27,000円
	イ 児童数20～35人 4,306,000円－（36人－支援の単位を構成する児童の数）×25,000円
	ウ 児童数36～45人

		<p>4,306,000円</p> <p>エ 児童数46～70人 4,306,000円－(支援の単位を構成する児童の数－45人)×53,000円</p> <p>オ 児童数71人以上 2,917,000円</p>
	加算額	<p>ア 開所日数加算額(1日8時間以上開所する場合) (年間開所日数－250日)×17,000円</p> <p>イ 長期休暇支援加算額 長期休暇中に支援の単位を新たに設けて運営する等の場合 上記要件に該当する開所日数×17,000円</p> <p>ウ 長時間開所加算額</p> <p>① 平日分 378,000円×「1日6時間を超え、かつ、18時を超える時間」の年間平均時間数</p> <p>② 長期休暇等分 170,000円×「1日8時間を超える時間」の年間平均時間</p>
開所日数 年間200日 ～249日	基本額	<p>ア 児童数1～19人 1,637,000円</p> <p>イ 児童数20人以上 2,847,000円</p>
	加算額	<p>ア 長期休暇支援加算額 長期休暇中に支援の単位を新たに設けて運営する等の場合 上記要件に該当する開所日数×17,000円</p> <p>イ 長時間開所加算額 平日における「1日6時間を超え、かつ、18時を超える時間」の年間平均時間数×378,000円</p>



第1号様式（第3条関係）

放課後児童健全育成事業費補助金交付申請書

年 月 日

日進市長 あて

(申請者)

住所又は所在地

団体名

代表者

印

年度日進市放課後児童健全育成事業費補助金の交付を受けたいので、日進市放課後児童健全育成事業費補助金交付要綱第3条の規定に基づき、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 交付申請額 円

2 添付書類

- (1) 補助金申請明細書（別紙1～3）
- (2) 年間事業計画書（任意様式）
- (3) 収支予算書（任意様式。利用負担金の内訳を含む。）
- (4) 指導員の配置計画書（任意様式）
- (5) 児童名簿（任意様式。直近時によるもの）
- (6) 運営規程（届出した最新のもの）
- (7) その他市長が必要とする書類

第2号様式（第4条関係）

放課後児童健全育成事業費補助金交付・不交付決定通知書

第 号  
年 月 日

団体名  
代表者 様

日進市長 印

年 月 日付けで申請のありました補助金の交付について、日進市放課後児童健全育成事業費補助金交付要綱第4条の規定に基づき、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

- 1 補助金交付の可否 交 付 ・ 不 交 付
- 2 交付決定額 円
- 3 不交付の理由
- 4 その他

第3号様式（第5条関係）

放課後児童健全育成事業費補助金変更（中止・廃止）承認申請書

年 月 日

日進市長 あて

(申請者)

住所又は所在地

団体名

代表者

印

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた 年度  
日進市放課後児童健全育成事業補助金に係る事業を変更（中止・廃止）したいので、  
下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 変更（中止・廃止）事由

2 既交付決定額 円

3 変更後の交付申請額 円

4 添付書類（変更部分のみ）

- (1) 補助金申請明細書（別紙1～3）
- (2) 年間事業計画書（任意様式）
- (3) 収支予算書（任意様式。利用負担金の内訳を含む。）
- (4) 指導員の配置計画書（任意様式）
- (5) 児童名簿（任意様式。直近時によるもの）
- (6) 運営規程（届出した最新のもの）
- (7) その他市長が必要とする書類

第4号様式（第5条関係）

放課後児童健全育成事業費補助金変更（中止・廃止）承認通知書

第 号  
年 月 日

団体名  
代表者 様

日進市長 印

年 月 日付けで申請のありました 年度日進市放課後児童健全育成事業補助金に係る事業の変更（中止・廃止）について、日進市放課後児童健全育成事業費補助金交付要綱第5条の規定に基づき、次のとおり決定しましたので通知します。

記

- 1 承認の可否 承認 ・ 不承認
- 2 既交付決定額 円
- 3 変更交付決定額 円
- 4 変更不承認の理由
- 5 その他

第5号様式（第6条関係）

放課後児童健全育成事業費補助金請求書

年 月 日

日進市長 へ

(申請者)

住所又は所在地

団体名

代表者

印

年 月 日付け 第 号において交付決定を受けた補助金について、日進市放課後児童健全育成事業費補助金交付要綱第6条の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

1 請求金額 金 円

2 振込先

金融機関名	銀行 農協 信用金庫 店		
口座種別	普通・当座	口座番号	
フリガナ			
口座名義人			

第6号様式（第7条関係）

放課後児童健全育成事業費補助金実績報告書

年 月 日

日進市長 あて

(申請者)

住所又は所在地

団体名

代表者

印

年 月 日付け 第 号において交付決定を受けた補助金について、事業を完了しましたので、日進市放課後児童健全育成事業費補助金交付要綱第7条の規定に基づき、下記のとおり実績を報告します。

記

1 交付決定額

円

2 関係書類

- (1) 補助金実績明細書（別紙1～3）
- (2) 年間事業報告書（任意様式）
- (3) 児童名簿（任意様式。利用した児童のすべてとし、その利用実績を含む。）
- (4) 事業決算書（任意様式。利用負担金の内訳を含む。）